

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 ☎089-990-8677



<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日/2023年10月15日 VOL.35

愛媛アクション第12回総会 阿部広美弁護士の講演 10年の歩みの振り返り

7月8日、松山市男女共同参画推進センター・コムズ（松山市三番町）の5階会議室にて、学習講演と第12回総会を行いました。原告、支援者をはじめ、関心ある市民、愛媛大の学生など総勢約60名が集まりました。

開会あいさつでは、鈴木会長から全国の地裁レベルで原告勝訴の判決が続き潮目が変わったこと、一方で大阪高裁が敗訴になっていることから、運動の力を高める必要が離されました。

第1部の学習講演では、「今こそ生活保護をあたりまえの権利に！-勝訴した熊本から学ぶ-」と題して、熊本弁護団事務局長の阿部広美弁護士に、オンラインでお話ししていただきました。熊本訴訟では、原告の厳しい生活実態を前提に、阿部弁護士が裁判官に誠実に審議を尽くすよう訴えた様子、争点となっている生活保護基準の決め方についてのおかしさを、行政法学者の意見書により説得力をもち主張したこと等が話されました。

第2部の総会では、坂本事務局長から2022年総括と2023年度の活動方針が提案されました。質疑の後、満場一致で議案が承認されました。

今後も、裁判のご支援をよろしくお願い申し上げます。さらに、地域でつながり、全国の支援団体ともつながり、共に運動していきます。

■2023年度の体制

会長 鈴木静

事務局長 坂本篤

事務局員 小淵あけみ 森かおり 富長泰行

役員 各加盟団体より



7.8 定期総会には60人参加

★★ 木村草太講演会の予定 ★★ 日弁連・貧困問題全国キャラバン すべての人が人間らしく豊かに生活するために

- 主催 日本弁護士連合会、愛媛弁護士会
- 共催 愛媛大学法文学部（予）
- 日程 2023年12月10日（日）
午後13:00～16:00
- 場所 愛媛大学（調整中）
*大学内の駐車場は有りません。
- 内容
 - ・基調講演「憲法25条の現代的展開」（仮）
木村草太（東京都立大学・憲法学）
 - ・日弁連からの報告
 - ・愛媛からの報告

第28回裁判期日 報告 女性原告の陳述、廷内聞き入る

9月20日、生活保護基準引き下げ（2013年以降）は違憲だとして、基準引き下げの取り消しを求める「愛媛・人間らしく生きたい裁判」の第28回口頭弁論が、松山地裁で開かれました。

原告、支援者ら22人が参加する中で、原告からは菅陽一弁護士団長が、3人の行政学者の見解をふまえて、被告・国側の引き下げはいずれも誤りであることは明確と主張。

ついで、原告の女性が意見陳述し、「大病を発症して入院生活があり、退院後は体調が悪く仕事を断念せざるを得なかった。そのため年金掛け金の期間が短く、満額の3分の1程しか受給できず、家賃分と医療費などに相当の保護を受給している。物価、電気、ガスの高騰の中で保護費引き下げは納得できない」と陳述。また、市役所の生活保護担当者からは、病気のための通院費等についても何かと疑いの目で見られる現状についても指摘。「すべての人の人権を尊重し、平等に生活できる保護の水準を守るよう強く要望します」と陳述しました。最後に2句の俳句を詠みあげて締めくくりました。

ひとりとして託言（かごと）言うまじ桜冷え
よろけつつ歩くほかない青嵐

松山地裁の廷内は、この陳述に聞き入る様子でした。

被告国側は、大きなトランクに書類をたくさん持ってきて机の上に並べましたが、何の意見表明もありませんでした。

9.25 役員会に7人参加 木村草太講演会、社保キャラバンのこと等

9月25日、愛媛教育会館会議室で今年度第1回の役員会を開催しました。7名が参加しました。

最初に鈴木会長から、「いのちのとりで裁判」は全国的に、地裁では11勝10敗、高裁では1敗という勝ち負けとなっているが、最近の地位判決は潮目を変えるような勝訴が続いており、全国的なアクションを起こして、世論を変え、政策判断を迫るような時期が近づきつつあるとの、挨拶がありました。

報告の中では、7月8日「愛媛アクション」の定期総会のふりかえり、9月20日の第28回裁判のふりかえり、7月29日の「何でも相談会」のふりかえり、全国アクション第8回総会などについて、共通認識としました。

当面の闘いの山場は11月30日の名古屋高裁判決です。これまでの闘いの私たちの勢いを裁判所に政府に示す必要があります。全国で中央でも地方でもやれることをやり切ろうという方針です。よって、当面の愛媛でのアクションとして、日弁連・愛媛弁護士会の主催する憲法学者の木村草太講演会を大きく成功させるよう我々としてもバックアップしようと、意思統一しました。これは日弁連の貧困問題全国キャラバンの一環として開催されるもので、愛媛大学で開催されます。

また、次回裁判期日は12月13日であり、開廷前の裁判所前でのスタンディング宣伝から成功させようと思意思統一しました。

次回裁判のお知らせ

次回第29回期日は、松山地方裁判所にて12月13日（水）14時から行われます。傍聴ならびにご支援をよろしくお願いいたします。

★スタンディング宣伝（裁判所前）

13:00～13:30

★報告集会 14:45頃～（予定）

年度会費納入のお願い

会員の方は、振込用紙にて2022年度会費をお振込みください。恐れ入りますが振り込み手数料のご負担をお願いいたします。

◆年会費

個人会員 — 1口 500円から
団体会員 — 1口 1,000円から

◆振込先

ゆうちょ銀行 01640-3-132357
名義：生存権裁判を支える愛媛の会

いのちと暮らしを守るなんでも相談会 詐欺、DV、解雇など8人

7月29日「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」が全国一斉に取り組まれ、愛媛では生協病院で電話と面談で受け付けました。

愛媛では「いのちのとりで裁判愛媛アクション」の鈴木会長や坂本事務局長、県生健会の泉事務局長等8名が相談を受け付け、8件の相談が寄せられました。

詐欺の被害者、DV相談、解雇問題、うつ病の支援、騒音被害など多様な内容があり、それに応じました。

全国的には31県、37会場で相談を受け付け、913件（うち対面が195件）の相談に応じたということです。



(愛媛民報社提供)

広島地裁でも原告勝訴 12勝目 国は過ち認める決断を！

10月2日。広島地裁において生活保護費引き下げの是非を問う判決があり、原告側勝訴となりました。

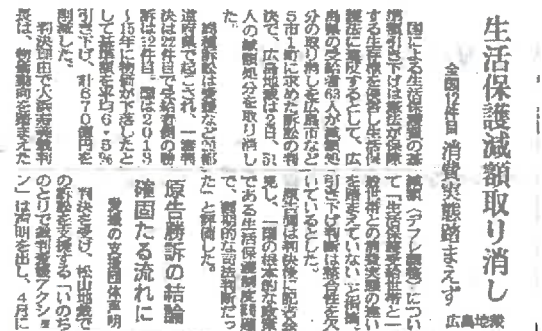
地裁判決では、昨年までは敗訴が続いていました。しかし、次表の通り、京都・金澤の判決が「受診料」という誤記がコピーでないかとマスコミから批判されることもあり、その後熊本地裁以降変化が生まれてきました。最近では、完全に潮目が変わり、勝訴が続いてきています。

「愛媛アクション」としても、早速この判決に対してのコメントを発表して、愛媛新聞にもそれが紹介されています（10/3付）。

【表】いのちのとりで裁判全国アクション判決一覧
(2023・5・30時点)

1	2020年6月25日	名古屋地裁	×
2	2021年2月22日	大阪地裁	○
3	2021年3月29日	札幌地裁	×
4	2021年5月12日	福岡地裁「受診料」	×
5	2021年9月14日	京都地裁「受診料」	×
6	2021年11月25日	金沢地裁「受診料」	×
7	2021年12月16日	神戸地裁	×
8	2022年3月7日	秋田地裁	×
9	2022年5月13日	佐賀地裁	×
10	2022年5月25日	熊本地裁	○
11	2022年6月24日	東京地裁	○
12	2022年7月27日	仙台地裁	×
13	2022年10月19日	横浜地裁	○
14	2023年2月10日	宮崎地裁	○
15	2023年3月24日	青森地裁	○
16	2023年3月24日	和歌山地裁	○
17	2023年3月29日	さいたま地裁	○
18	2023年4月11日	奈良地裁	○
19	2023年4月13日	大津地裁	×
①	2023年4月14日	大阪高裁	×
20	2023年5月26日	千葉地裁	○
21	2023年5月30日	静岡地裁	○
22	2023年10月2日	広島地裁	○

・○印は原告勝訴 ×印は原告敗訴
・地裁は12勝10敗 高裁は1敗
・NHK「受信料」を同じように「受診料」と誤字したもので、マスコミで裁判官の「コピペ」と批判されたもの。



広島地裁判決に対する当会の見解

声 明

生活保護費引下げ訴訟（いのちのとりで裁判）広島地裁判決について

2023年10月2日

愛媛・人間らしく生きたい裁判原告団
愛媛・人間らしく生きたい裁判弁護団
いのちのとりで裁判愛媛アクション

本日、広島地方裁判所で原告勝訴の判決が出ましたことを、心から喜んでます。

この裁判は、全国29都道府県でたたかわれています。地裁段階では、12例目の原告勝訴です。4月14日の大阪高裁は原告敗訴でしたが、先日の千葉地裁、静岡地裁、本日の広島地裁と引き続いて、原告勝訴です。もはや原告勝訴の流れは、確固たるものになったのではないのでしょうか。国は裁判を長引かせず、一刻も早く、生活保護基準を元に戻す検討を始めるべきです。

この裁判では、生活保護基準引き下げの根拠とされたデフレ調整、ゆがみ調整が行われたことの妥当性が具体的争点にされてきました。原告側が勝訴している判決は、さいたま地裁を除いてすべてデフレ調整を違法と判断しており、熊本地裁と和歌山地裁はあわせてゆがみ調整も違法と判断しています。さいたま地裁は、ゆがみ調整のみを違法と判断しました。

広島地裁でも、これまでの判決の流れと考え方を一にするものであり、厚生労働大臣の生活保護基準の決め方が恣意的であったと認めるものです。

愛媛の原告は、原告勝訴の判断を喜んでいますが、しかし、裁判の長期化により、原告は疲弊しています。9月20日の裁判期日に、ある原告は「昨今、物価の高騰はあとを絶ちません。その上、電気、ガス、水道代も値上がりしました。携帯電話ももったいないと思いつい何年前に解約

しました。年々生活は厳しくなり、私は日常生活では、真冬でもお湯は一切使わず、エアコンも夏・冬共にほとんど使用していません。洋服はすべて手作りです。余分な出費は出来ません」と陳述しました。

そして「これだけ切り詰めて生活しているのに、福祉課の担当者からは、何かにつけて疑いの目で見られていると感じ」るのが辛いと強調しました。現在の生活保護水準や仕組みは、経済的負担のみならず、心理的負担も大きいのが特徴です。

私たちは、司法判断の流れが明確になったことをふまえ、裁判を長引かせずに、一刻も早く政治的判断による解決を求めます。

それでも係争中の私達は、松山地方裁判所に原告らの生活実態に即した法的解釈を行い、日本国憲法の理念を踏まえた現代社会に相応しい判断を下されることを期待いたします。以上

今後の予定

- 11月6日～27日 社会保障キャラバン
- 11月20日 愛媛アクション役員会
15:00～ 教育会館（予）
- 12月10日 日弁連貧困問題キャラバン
木村草太講演会（愛媛大学）
- 12月13日 松山地裁第29回裁判公判
13:00～13:30 スタンディング宣伝
14:00～ 裁判、傍聴
14:40～ 報告集会
- 11月30日 名古屋高裁判決
- 12月14日 那覇地裁判決
- 1月15日 鹿児島地裁判決
- 1月24日 富山地裁判決
- 3月13日 松山地裁第30回裁判公判



25
第25条

いのちのとりで裁判 全国アクション NEWS

発行いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310 FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天神橋3-14-16
西天神パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小宮保太郎

いのちのとりで Q 検索

27号 2023年10月発行

広島地裁勝訴で12勝目！



広島地裁も保護基準引き下げは違法と断じる

10月2日、広島地方裁判所は、2013年からの生活保護基準の引き下げは違法と判断し、生活保護費減額処分を取り消しを言い渡しました。

原告は「今日は晴れやかな気分です」

地裁門前で判決を待っていた支援者たちは、弁護団が掲げた「勝訴」「保護費引下げの違法性認める」の旗に、大きな歓声をあげて喜び合いました。原告の中村絹枝さんは「あ、勝てたんだと思ったとき、私、握りこぶしして、かみしめました。とっても嬉しく感じました。9年間つづいたこの裁判。今日は晴れやかな気分です」と語りました。

国の判断は、裁量権の判断を逸脱

判決で、大浜寿美裁判長は「物価変動を指標として生活扶助基準の改定を行う場合には、専門技術的な考察に基づいて判断する必要がある。国の判断は、統計などの客観的な数値との合理的な関連性や、専門的見知との整合性を欠いていて、裁量権の範囲を逸脱しており違法」と断じました。

「亡くなった11人の原告もともに喜んでいる」

判決直後に開かれた報告集会には120人が参加。原告団長の津村健太郎弁護士の「私たちは12地裁で勝利している。国に早急な政策の変更を求める」とのコメントにつづき、弁護団事務局長の石井誠一郎弁護士は「亡くなった11人の原告、急死された弁護団前事務局長も一緒に喜んでいると思う」と話しました。青木貴央弁護士は「みなさんが、自身の生活ぶりを自分の言葉で訴えたことが、大きな力になりました」と、尋問での原告の努力を賞賛しました。

「今生きている人を大切にする社会に」

はじめて参加した藤原由花さん(30代)は、「低賃金長時間労働で体を壊した経験から私も生活保護を受給するかもしれない、他人ごとではないと思い、このたびの行動に参加しました。生存権そのものとも言える裁判に9年もかかっていること、原告や弁護団前事務局長が亡くなってしまったことを知り、ショックでした。もっと早く判決が出ていれば、と思わずにいられません。今生きている人間を大切にする社会になって欲しい」と語りました。

秋晴れの空にくっきり映える「勝訴」の文字

広島生活保護裁判を支援する会代表の佐々木宏さんは、「秋晴れの空にくっきりと映える「勝訴」の文字を前に、原告、弁護団ほか広島生活保護裁判支援の会に関わる者一同、晴れやかな心持ちでおります。判決では、ゆがみ調整の件や原告一人の訴えが却下になったことなど課題は残りましたが、生活保護基準引き下げは不当であるという私たちの要求の核心は認められました。全国各地の皆さんからのご支援に感謝申し上げつつ、各地で闘う皆さんに広島からエールを送りたいと思います。この裁判を共に勝ち切りましょう」と力強く訴えました。



(秋晴れにくっきり映える「勝訴」の文字)

生活保護裁判を支援する会 平野百合子

※本記事は、全国生活と健康を守る会新聞に寄稿した記事を転載したものです。

今後は、11月30日(木)午後3時に名古屋高裁で言い渡される2件目の控訴審判決の帰趨が注目されます。また、12月14日に那覇地裁、2024年1月15日に鹿児島地裁、1月24日に富山地裁でそれぞれ判決が予定されています。(全国事務局)

※全国の判決、当会の動きは、いのちのとりで裁判全国アクション HP に掲載しています。どうぞご覧ください。

<https://inochinotoride.org/>

広島原告団らが厚労省交渉へ



広島地裁の勝訴を受けて、翌10月3日、厚生労働省保護課への要請と記者会見を実施しました。広島から原告の中村絹枝さん、金広孝史さん、津村健太郎弁護士、石井誠一郎弁護士事務局長、浅利陽子弁護士(広島生活保護裁判を支援する会事務局長)、広島生活と健康を守る会連合会から濱口郁子さんらが上京。共同代表の尾藤弁護士、前田全生連副会長、事務局長の小久保弁護士、神奈川弁護団の飯田弁護士らとともに要請しました。

亡くなった原告11名の名前を読み上げて

冒頭、提訴した63名の原告のうち亡くなった11名のお名前を読み上げて切々と訴えたものの、保護課課長補佐は判で押したように「関係省庁、自治体と協議の上、適切に対応したい」とするだけでした。

記者会見では記者から共感

要請後の記者会見では、政治的解決を含めた早期解決を求めていることとともに、今の保護基準の定め方がおかしいことも報道してほしいと力説しました。生活保護基準ではまともに暮らせていないのに、低所得層の消費水準と比較した結果、「低所得層の消費実態と比べて高齢保護世帯は8%も保護基準が高い」から保護基準を引き下げるといってもない生活保護基準部会の検証結果になっているためです。記者からは共感の感想も寄せられました。(全国事務局)

大阪の悔しさは名古屋で返す

—11月30日(木) 名古屋高裁判決—

最初で最悪の名古屋地裁判決

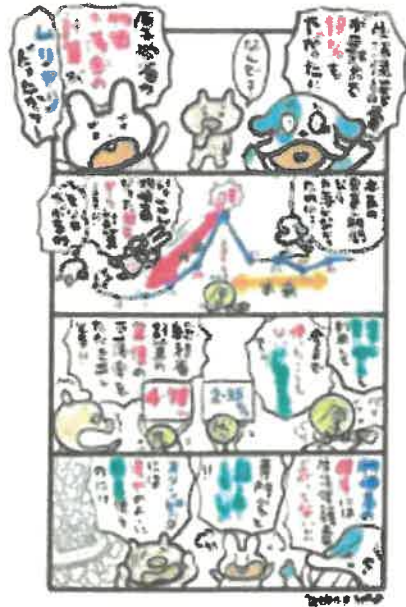
2020年6月、「いのちのとりに裁判」のトップを切って名古屋地裁で判決がありました。この判決は「自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」だと生活保護バッシングをそのまま認めてしまう安倍政権時代の判決でした。さらに「多くのものは食事を3食とっており、外食することもある」と憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」から「健康で文化的」をわざと外しています。裁判では岩田正美名誉教授が「デフレ調整について基準部会は容認などしていない」と証言しましたが、「社会保障審議会等の専門家の検討を経ることを義務づける法令上の根拠は見当たらない」と、全て厚労大臣の裁量としました。

控訴審で新たな闘い

弁護団は直ちに控訴し、新たな闘いを始めました。「争訟ネット」で全国の重要裁判に位置付けてもらい、控訴審弁護団会議には全国の弁護士に参加いただいています。地裁ではことごとく国の言い分が認められてしまったため、控訴審ではたいへん多くの争点で争ってきました。

「物価偽装」で反撃

私たち「支援する会」はより多くの市民に問題点を知ってもらうため裁判所外での取り組みを進めました。特に裁判で問題となった「生活保護CPI(物価指数)」の問題点を徹底的にあばくことにしました。2013年12月の中日新聞1面に「厚労省 物価下落率高く算出 生活保護減額 300億円多く」の大見出しで記事を書いた白井康彦記者がその後も『生活保護削減のための物価偽装を糾す!』(あけび書房、2014年)『誰でもわかる「物価偽装」教室』(風媒社、2022年)を出版。これをもとに地元のマンガ家に厚労省の手口を4コマ漫画にしてもらい、毎回の市民宣伝で訴えてきました。



9地裁が「デフレ調整」の問題を指摘

名古屋判決以後2年間は大阪地裁を除く7地裁で同様の不当判決が続きましたが、2022年5月熊本地裁からは11地裁で勝訴しています。このうち9地裁が、いわゆる「デフレ調整」の計算方法の問題を指摘しています。

10月30日生活保護「物価偽装」シンポ開催

名古屋でのたたかいは残すところわずかとなりました。支援する会では毎月25日のいのちのとりに全国アクションに加え、もう一日裁判所前の早朝宣伝と昼の市民宣伝を行っています。10月1日には愛知県弁護士会主催で「日弁連貧困問題全国キャラバン市民シンポジウム」が開催され、作家の雨宮処凛さんとのトークセッションが開催されました。判決の一カ月前となる10月30日には「〇〇〇でもわかる生活保護『物価偽装』」シンポ(仮称)も開催します。

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

樽松佐一

権利はたたかう者の手にある 岡山で中央社会保障学校開催

朝日訴訟の地で学ぶ

「権利はたたかう者の手にある一朝日訴訟の精神をあらためて学び、暮らしにいかそう」をテーマに、第50回中央社会保障学校を岡山市勤労者福祉センターとオンラインを結んで開催しました。中央社保協と現地実行委員会が主催しました。

岡山は、日本国憲法のもとで初めて生活保護基準の低さを違憲違法だと訴えた朝日訴訟原告の朝日茂さんが療養していた地です。今回の中央社会保障学校は、その朝日訴訟と、いのちのとりで訴訟を学びの中心においた機会でした。

第二の朝日訴訟といえるいのちのとりで訴訟

1日目(9月16日)は、NPO朝日訴訟の会会長の則武透弁護士が生存権の保障を求めた朝日訴訟のたたかいの歴史から今日学ぶべき教訓を講演。

「人間に値する生存」と憲法25条を念頭においた東京地裁・浅沼判決の画期的内容や、弁護士や専門家の活動、国民運動の広がりに触れました。「いま第二の朝日訴訟といえるいのちのとりで訴訟がたたかわれている。裁判を支援し国民運動になれば世の中を変える原動力になる」と語りました。



(記念講演をする則武透弁護士)

「生活パッシングがひどい世の中を変えていきたい」

2日目(9月17日)のシンポジウム「生活保護基準引き下げ違憲訴訟では何が問われているのか」では、生活保護基準引き下げ違憲訴訟・岡山訴訟弁護団の森岡佑貴事務局長が、同訴訟が全国29地裁30裁判で争われ、21地裁判決のうち11地裁(その後12地裁に)で原告が勝利していると説明しました。パネリストの岡山訴訟原告の女性(76)は、「裁判でたたかう以外に苦しい生活から逃れられない。食事、衣服、孫に会うための交通費が大変。それなのに生活保護パッシングがひどい。こういう世の中を変えていきたい」と訴えました。



社会保障は生活要求から出発すべき

訴訟の証人尋問に立った志賀信夫県立広島大学准教授、陳述書を作成した林道倫精神科神経科病院の精神保健福祉士の上村真実氏が報告。志賀氏は、「社会保障は財源論が強調されるが、私たちの生活をよくしてくれとの要求から出発すべきだ」と強調しました。上村氏は、「陳述書を提出してから病院の後輩らがチラシ配布や口頭弁論の傍聴をするようになった」と語りました。

人間らしく生きたい! 人間裁判ささえる岡山の会
森本忠春

＜いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします＞

HPより入会・更新手続きの上、年費会費をお振り込みください。

年費会費：(個人)10500円、(団体)101000円

【口座】ゆうちょ銀行 記号番号14070-0972031 【口座名義】いのちのとりで裁判全国アクション

岡山県岡山市からの振り込みの場合 【請求】408-0300 ヨシセロハガ 【請求】408

【振込曜日】毎月第3日 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

1.個人or団体の口座、2.名前(所属)

3.住所・電話・FAX・メールアドレスを

ご記入の上、いのちのとりで

裁判全国アクション事務局まで

FAX(06-6363-3320)してください。